

2回目の加盟国協議に諮られている ISPM案に対する 我が国の主なコメント案

1 ISPM5「植物検疫用語集」の改正

quarantine の定義（パラ 86）

【コメント案】

[86] quarantine

[87] Official confinement of regulated articles, regulated pests or beneficial organisms for inspection, testing, treatment, observation or research.

（仮和訳）

[86] 検疫

[87] 検査、試験、処理、観察又は調査のための規制品目、規制有害動植物若しくは有用生物の公的な封じ込め

【理由】 規制対象外の有害動植物に対して公的な封じ込めをするケースは存在しないと考えられることから、対象を規制有害動植物にすべき。

2 ISPM15「国際貿易における木材こん包材の規制」付属書の改正

特になし

〔植物検疫措置に関する国際基準案についての説明会における出席者からの主なコメント〕

○ フッ化スルフリルくん蒸処理の単位薬量がかなり高いのではないか。薬量を抑え、気密性の高い状況でくん蒸するべきではないか。

（対応案） 単位薬量は文献に基づいた妥当な数値である。なお、数値は例示であるので問題無いと考える。

○ フッ化スルフリルは毒性も高く、野外での 20°C 以上 48 時間の天幕くん蒸は危険ではないか。

（対応案） 農薬（くん蒸剤）のラベルに記載された適用表において問題無いとされている。

○ クン蒸中、材の温度を一定の温度以上で 48 時間維持するのは困難ではないか。

（対応案） 24 時間又は 48 時間をその国の技術レベルに応じて選択できる形となっているので支障ないと考える。

○ 材の温度や水分含量の測定について、実行上の懸念がある。

（対応案） 材の温度については、材に穴を開け、その中に空気に触れないような状態で温度センサーを挿入して測定できる（参照：Explanatory document for ISPM15 (IPPC, 2014) p27）。また、水分含量も水分計等によって簡便に測定することが可能と考えられる。

3 ISPM6 の改正 「サーベイランス」

1. 国のサーベイランスシステムの内容（パラ 61-63）

【コメント案】

[61] Surveillance programmes may include the following types of surveillance:

- [62] General surveillance: This type of surveillance is conducted for NPPOs to utilize various sources of information, if there is sufficient evidence available, to determine the pest status. Sources may include national or local government agencies, research institutions, universities, museums, scientific societies (including those of independent specialists), producers, consultants, the general public, scientific and trade journals, unpublished data, and the websites of other NPPOs or international organizations (e.g. the IPPC, regional plant protection organizations, the Convention on Biological Diversity).
- [63] Specific surveillance (one or more): This type of surveillance is conducted for NPPOs actively to gather specific pest-related data. Specific surveillance includes through surveys that are conducted over a defined period of time to determine the characteristics of a pest population or to determine which species are present or absent in an area.

（仮和訳）

[61] サーベイランスプログラムには、以下のタイプのサーベイランスが含まれる。

- [62] 一般サーベイランス：本サーベイランスは、NPPO が様々な情報源を使用して、十分な根拠が利用可能である場合には、有害動植物のステータスを決定するために実施される。 情報源には、中央政府又は地方自治体の機関、研究機関、大学、博物館、科学学会（独立専門家の団体を含む）、生産者、コンサルタント、一般公衆、学術誌・業界誌、未発表データ、及び他の NPPO 又は国際機関のウェブサイト（例えば、IPPC、地域植物防疫機関、生物多様性条約）を含む場合がある。
- [63] 特定サーベイランス（1種又は複数）：本サーベイランスは、NPPO が特定の病害虫に関連するデータを積極的に収集するために実施され、特定サーベイランスには、病害虫の個体群の特徴を決定するため又はある地域においてどの種が存在するか否かを決定するため、所定の期間にわたって実施される調査を含むとして行われる。

【理由】

- ・一般サーベイランス及び特定サーベイランスの内容を明確にする。
- ・一般サーベイランスの情報源のうち、信頼性に問題のある一部の情報（例えば未公表のデータ）のみによって病害虫ステータスを決定することは適当ではない。
- ・特定サーベイランスは特定の病害虫に関する調査以外に含まれる活動はないと考えることから、「含む」を削除する。

4 植物検疫措置としての温度処理の利用の要件

4.2.2 温湯浸漬処理（パラ 119）

【コメント案】

[119] Sensors should be completely immersed in a water bath (e.g. positioned 10 cm underwater) to ensure that they can monitor the uniformity of the treatment temperature.

（仮和訳）

[119] センサーは、処理温度の均一性を確実に監視できるように、温湯槽の中に完全に（例えば、浸漬水中 10cm の位置）浸漬すべきである。

【理由】具体的な数を記載するよりも、センサーの設置場所について説明で示す方が的確にセンサーを温湯内に浸漬できると考える。

7.1 検査（パラ 197）

【コメント案】

[197] Inspection is carried out to determine compliance with phytosanitary import requirements. Where live non-target pests are found after treatment, the NPPO should consider if their survival would indicate a treatment failure.

（仮和訳）

[197] 検査は、植物検疫の輸入要件への適合性を判断するために行う。処理後、生きた処理対象でない病害虫が発見された場合には、この病害虫の生存が処理の失敗を示すものかどうかをNPPOが考慮するべきである。

【理由】処理の成否は処理対象の病害虫の生死によって判定されるべきである。

付録 1：温度処理効果の調査のためのガイダンス（パラ 226）

【コメント案】

(原文)

[226] Untreated controls are also necessary, with one control per replicate being optimal. Untreated controls should be no less than ~~one-tenth of the size of decided depending on the size of~~ the treated population, and they should be held in-conditions that do not affect pest survival mortality. Countries may have specific requirements regarding the proportion of insects that may die in the control for the control to be deemed valid, because high mortality in the control may be variable and would mean that control mortality could not be separated from the effects of the treatment.

(仮和訳)

[226] 未処理の対照区も必要である。これは 1 つの反復につき 1 つの対照区が存在するのが最適である。未処理の対照区は、処理される個体群の ~~10 分の 1 とする大きさに応じて決定されるべき~~ あり、これらの対照区は病害虫の ~~生存死亡率~~ に影響を及ぼさない程度の条件で保管されるべきである。国によっては、有効とみなされる対照区について、対照として死ぬ可能性のある虫の割合に関する特定の要件がある。これは、対照区の死亡率の高さが変化する場合があり、対照区の死亡率と処理の効果を分けることができないためである。

【理由】

- ・ 対照区の大きさは処理区の大きさに応じて統計的に導き出されるものであり、10 分の 1 とする科学的根拠がなければ削除すべきである。
- ・ 処理による殺虫の効果を見る必要があることから、その他の要因による死亡率が処理による死亡率に影響を与えることは不適切であるため、死亡率（mortality）とすることが適当である。

〔植物検疫措置に関する国際基準案についての説明会における出席者からの主なコメント〕

○「連続的な処理の監督は必要不可欠とされるべきではない」（パラ 162）の記述について慎重に対応すべきではないか。

（対応案）「対象とする施設、プロセス及び品目についてシステムの完全性を確保するため連続的に温度のモニタリングが行われ、処理のプログラムが適切に組まれているシステムがある場合には、連続的な監督は必要不可欠とされるべきでない。モニタリング及び監査は速やかに不備を検出し、是正するために十分であるべきである。」とされている。プログラム等が適切に組まれているのであれば、「連続的な処理の監督は必要不可欠とされるべきではない」との記述は妥当と考えるのでコメントは提出しない。